

平成18年度市町村当初予算（普通会計）の概況

平成18年5月22日

茨城県総務部市町村課

1 予算の特徴（総合予算編成団体）

○	44団体のうち暫定予算を編成した6団体（下妻市，高萩市，笠間市，つくばみらい市，小美玉市，城里町）を除く38団体が総合予算を編成している。（平成18年3月末時点） （※注：暫定予算編成団体は通年の予算比較ができないため，以降の予算規模等の比較等については，総合予算編成38団体分による。）
○	平成18年度の県内市町村の予算規模は， <u>841,518百万円</u> で，対前年度比0.5%の増となっている。
○	特徴としては， ・ 三位一体の改革による税源移譲（地方譲与税の増），地方交付税（臨時財政対策債を含む。）の抑制，税制改正及び景気回復を反映した地方税の増 ・ 財源不足や義務的経費の増に伴う投資的経費の削減 ・ 財源不足を補てんするための多額の基金取崩し 等が挙げられる。
○	予算規模が前年度に比して減少している団体は，15団体（昨年度は62団体中37団体）となっている。

【当初予算規模】

（単位：百万円，%）

区 分	当 初 予 算 額				地財計画 対前年度 増加率
	総合予算総額（38団体）		当初予算総額（44団体）		
	当初予算	対前年度 増加率	当初予算	対前年度 増加率	
H18	841,518	0.5	868,124	△6.1	△0.7
H17	836,995	△0.9	924,338	△9.8	△1.1

【暫定・骨格予算編成団体】

	暫定予算編成団体	骨格予算編成団体
H16	東海村，八郷町	なし
H17	取手市，筑西市，坂東市，稲敷市， かすみがうら市，利根町	なし
H18	下妻市，高萩市，笠間市， つくばみらい市，小美玉市，城里町	なし

2 主な歳入（総合予算編成団体）

- ・ 地方税は、市町村民税の増加により3.3%の増（地財計画では+4.7%）となっている。
- ・ 地方譲与税は、所得譲与税の大幅増により40.7%の増（地財計画では+102.6%）となっている。
- ・ 地方交付税は、三位一体の改革の影響や税収の伸び等により2.2%の減（地財計画では△5.9%）となっている。なお、地方交付税に臨時財政対策債を加えた額は4.4%の減（地財計画では△6.5%）となっている。
- ・ 地方債は、地方債計画における臨時財政対策債の抑制により1.4%の減（地財計画では△11.8%）となっている。なお、合併特例債等の影響により、臨時財政対策債以外の地方債は、5.9%の増（地財計画では△12.5%）となっている。
- ・ 繰入金は22.4%の減（昨年度は7.4%の減）となっているが、依然、基金を取り崩して財源不足に対応する状況が続いている。なお、全体の約34%の13団体において基金取崩額が増加している。

【歳入の状況】

（単位：百万円，%）

	H17 予算額	H18			
		予算額	増減額	増減率	構成比
地方税	335,326	367,173	11,847	3.3	43.6
地方譲与税	24,195	34,048	9,853	40.7	4.0
各種交付金	35,958	36,743	785	2.2	4.4
地方特例交付金	11,981	9,559	△2,422	△20.2	1.1
地方交付税	115,320	112,742	△2,578	△2.2	13.4
分担金・負担金	11,782	11,925	143	1.2	1.4
使用料・手数料	19,446	19,070	△376	△1.9	2.3
国庫支出金	65,542	64,522	△1,020	△1.6	7.7
県支出金	37,992	36,512	△1,480	△3.9	4.3
繰入金	45,770	35,502	△10,268	△22.4	4.2
繰越金	11,380	10,570	△810	△7.1	1.3
地方債	75,681	74,608	△1,073	△1.4	8.9
うち臨時財政対策債	30,276	26,516	△3,760	△12.4	3.2
その他	26,622	28,544	1,922	7.2	3.4
合計	836,995	841,518	4,523	0.5	100.0

（参考）

（単位：百万円，%）

	H17 予算額	H18			
		予算額	増減額	増減率	構成比
地方税＋交付税＋臨財債	500,922	506,431	5,509	1.1	60.2
交付税＋臨財債	145,596	139,258	△6,338	△4.4	16.5
地方債（臨財債除き）	45,406	48,092	2,686	5.9	5.7

※ 臨時財政対策債（臨財債）とは、地方一般財源の不足に対処するために発行される特例地方債（赤字地方債）である。

【地方税の状況】

- ・ 市町村民税（12.6%の増）・・・税制改正による定率減税の縮減等による個人分の増及び企業の業績回復による法人分の増等（地財計画では+9.8%）
- ・ 固定資産税（2.9%の減）・・・評価替による家屋の減等（地財計画では△3.8%）

（地方税の内訳）

（単位：百万円，%）

	H17 予算額	H18				
		予算額	増減額	増減率	構成比	
普通税	市町村民税	136,245	153,459	17,214	12.6	41.8
	個人均等割	3,044	3,420	376	12.4	0.9
	所得割	96,258	106,524	10,266	10.7	29.0
	法人均等割	8,026	8,097	71	0.9	2.2
	法人税割	28,916	35,418	6,502	22.5	9.6
	固定資産税	181,403	176,137	△5,266	△2.9	48.0
	純固定資産税	180,104	174,825	△5,279	△2.9	47.6
	土地	58,864	58,785	△79	△0.1	16.0
	家屋	82,251	75,767	△6,484	△7.9	20.6
	償却資産	38,989	40,273	1,284	3.3	11.0
	交付金・納付金	1,299	1,312	13	1.0	0.4
	軽自動車税	3,461	3,647	186	5.4	1.0
	市町村たばこ税	17,849	18,438	589	3.3	5.0
	鉱産税	2	2	0	0.0	0.0
	特別土地保有税	15	10	△5	△33.3	0.0
小計	338,975	351,693	12,718	3.8	95.8	
目的税	入湯税	357	354	△3	△0.8	0.1
	都市計画税	16,995	15,126	△1,869	△10.4	4.1
	小計	17,352	15,480	△1,872	△10.8	4.2
合計	355,326	367,173	11,847	3.3	100.0	
(参考) 国保税(料)	87,597	88,663	1,066	1.2	-	

3 主な歳出（総合予算編成団体）

- ・ 義務的経費は、社会保障関係経費である扶助費が児童手当，児童扶養手当及び生活保護費の増等により増加し，1.6%の増となっている。
- ・ 投資的経費は，対前年度比で△6.4%（地財計画では△13.5%）の10年連続の減となっている。交付税等の減収や義務的経費の増加等に対応するため，実施事業を厳選・抑制している厳しい財政事情が窺える。なお，ピークである平成5年度（263,040百万円）に比べて4割以下の水準になっている。
- ・ その他の経費のうち，補助費等については，主に市町村合併に伴う一部事務組合負担金の廃止等により，4.5%の減となっている。
積立金については，主に，合併特例債を原資とした合併特例基金の積立により，107.8%の大幅増となっている。
繰出金については，国民健康保険，介護保険，老人保健特別会計への繰出が増加したことにより，3.4%の増となっている。

【歳出の状況】

（単位：百万円，%）

	H17 予算額	H18			
		予算額	増減額	増減率	構成比
義務的経費	383,522	389,696	6,174	1.6	46.3
人件費	200,556	199,209	△1,347	△0.7	23.7
扶助費	94,762	106,243	11,481	12.1	12.6
公債費	88,204	84,244	△3,960	△4.5	10.0
投資的経費	107,725	100,800	△6,925	△6.4	12.0
うち普通建設事業費	107,695	100,790	△6,905	△6.4	12.0
補助事業費	33,357	30,254	△3,103	△9.3	3.6
単独事業費	74,338	70,536	△3,802	△5.1	8.4
その他の経費	345,748	351,022	5,274	1.5	41.7
うち物件費	127,315	125,449	△1,866	△1.5	14.9
うち補助費等	88,204	84,244	△3,960	△4.5	10.0
うち積立金	4,027	8,369	4,342	107.8	1.0
うち繰出金	91,391	94,474	3,083	3.4	11.2
合計	836,995	841,518	4,523	0.5	100.0

4 基金の状況（総合予算編成団体）

- ・ 基金残高合計は、124,638百万円と前年度（平成17年度）末残高（見込み）から25,791百万円の減（△17.1%）となっている。
- ・ 財政調整基金は28団体（全体の73.7%）が減少。
- ・ 減債基金は18団体（全体の47.4%）が減少。
- ・ その他特定目的基金は20団体（全体の52.6%）が減少。
- ・ 基金合計では27団体（全体の71.1%全団体）が減少。

【基金の状況】

（単位：百万円）

	H16 決算 現在高	H17 決算見込み			H18 当初予算			差 引 B - A
		積立額	取崩額	見込額 A	積立額	取崩額	見込額 B	
財 調	50,982	6,588	10,486	47,084	1,228	16,315	31,997	△15,087
減 債	30,356	5,298	7,295	28,359	1,113	9,118	20,355	△8,004
特 目	77,815	8,731	11,560	74,986	6,027	8,725	72,288	△2,698
合 計	159,153	20,616	29,341	150,428	8,368	34,157	124,639	△25,789

5 まとめ

○ 極めて厳しい地方財政の状況下、地方分権の理念に沿って地方が自主的に支出を決定できる財源を拡大するとともに、国・地方を通じた簡素で効率的な行財政システムを構築することを目指す三位一体の改革（国庫補助負担金の廃止縮減、税源移譲、交付税の抑制）が進められてきたところである。

平成18年度地方財政計画においては、累次の「基本方針」や「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）等に沿って歳出全般にわたり見直しが行われ、臨時財政対策債を含む地方交付税総額は△6.5%と削減されているが、「歳出・歳入一体改革」等による更なる交付税改革等も議論されており、今後も地方財政計画の歳出抑制や交付税総額の削減等が進められることが想定される。

○ このように、税収等の大幅増が見込めない厳しい経済・財政状況の下、収支不足を基金の取崩しにより補てんする状況が続いている一方で、扶助費をはじめとした義務的経費は今後とも増加していくことが予想され、このままでは財政構造の硬直化が一層深刻化し、投資的経費の抑制等をはじめ、予算編成がますます困難となることが懸念される。

○ 以上のような厳しい状況にあることを踏まえ、今後の地方行財政改革に対応しつつ必要な住民サービスを提供していけるよう、住民等へ財政情報を積極的に開示していくとともに、歳出面では、予算の執行段階での厳しい節減を行い、予算編成に当たっては徹底した行財政改革の推進による歳出の削減や財源の重点配分を進めていく等、また、歳入面では、税の徴収率の向上や使用料・手数料の適正化等の自主財源の確保に努める等、財政体質の健全化を早急に進めていく必要がある。

用語の解説

◎総合予算

一会計年度を通じて定められる基本的な予算。「通常予算」，「本予算」とも呼ばれる。

◎暫定予算

①予算が年度開始前までに成立する見込みがない場合，②新たに地方公共団体が設置された場合，③その他特別の理由がある場合に，総合予算が成立するまでの間の暫定的なものとして，一会計年度中の一定期間について最小限度必要とされる経費を計上する予算。

◎骨格予算

地方公共団体の長や議員の選挙時期等の関係から政策的な判断ができにくい等の事由により，政策的経費等の予算計上を避け，人件費等必要最小限度の経費を計上する予算。

骨格予算は一会計年度を通ずる予算計上を行うものであり，一会計年度の一定期間のみの予算計上を行う暫定予算とは異なるもの。

◎地方財政計画

翌年度の地方公共団体の歳入歳出見込み額に関するもので，内閣が作成する。地方財政計画の主な役割には次のものがある。

- ①地方交付税制度とのかかわりにおける地方財源の保障を行う
- ②地方財政と国家財政・国民経済等との調整を行う
- ③個々の地方公共団体の行財政運営の指針となる

◎普通会計

地方公共団体における地方公営事業会計以外の会計。地方公営事業会計とは，地方公共団体の経営する公営企業，国民健康保険事業，老人保健医療事業，介護保険事業，収益事業，公益質屋事業，農業共済事業，交通災害共済事業及び公立大学附属病院事業等に係る会計の総称。

《歳入》

◎一般財源

財源の用途が特定されず，どのような経費にも使用することができるものをいう。一般には，地方税，地方譲与税，地方交付税，地方特例交付金などをいう。

◎国庫支出金

国と地方公共団体の経費負担区分に基づき，国が地方公共団体に対して支出する負担金，委託費，特定の施設の奨励又は財政援助のための補助金等。

◎都道府県支出金

都道府県の市町村に対する支出金。都道府県自らの施策として単独で交付するものと，都道府県が国庫支出金を経費の全部又は一部として市町村に交付するものがある。

◎地方交付税

国税のうち所得税，法人税，酒税，消費税及びたばこ税のそれぞれ一定割合を財源とし，地方公共団体がひとしくその行うべき事務を遂行することができるよう，一定基準により国が交付するもの。

これにより，経済発展の地位的要因による税収の不均衡を是正し，すべての地方公共団体が合理的かつ妥当な水準で行政を行うのに必要な財源が確保されるようになっている。

◎普通交付税・特別交付税

地方交付税の内訳であり、94%相当額が普通交付税、6%相当額が特別交付税である。普通交付税は基準財政需要額や基準財政収入額など客観的基準を特に重視して算定されるが、特別交付税は普通交付税の機能を補完し具体的な事情を考慮して交付される。

◎地方譲与税

国税として徴収し、そのまま地方公共団体に対して譲与する税。地方公共団体の財源とされているものについて、課税の便宜その他の事情から、徴収事務を国が代行している。具体的には、地方道路譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税等がある。

平成15年度より、三位一体の改革によって、税源移譲として所得譲与税が新設された。

◎地方特例交付金

恒久的な減税に伴う地方税の減収の一部を補てんするため、平成11年度から全団体に交付される交付金。

◎地方債

地方公共団体が資金調達のために負担する債務であって、その返済が一会計年度を越えて行われるものをいう。

◎減税補てん債

個人住民税等に係る税制改正に伴う地方公共団体の減収額を補てんするために発行される地方債。地方税の振替えとしての性格を持つものであり、一般財源と同様に活用できる。

◎臨時財政対策債

平成13年度から平成18年度までの間に限り、地方公共団体の一般財源不足に対処するために発行される地方債。地方交付税の振替えとしての性格を持つものであり、一般財源と同様に活用できる。

《歳出》

◎義務的経費

職員の給与等の人件費、生活保護等の扶助費及び地方債の元利償還等の公債費など、地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務づけられ任意に削減できない硬直性が極めて強い経費。

◎投資的経費

道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費からなっている。

◎補助事業

地方公共団体が国から負担金又は補助金を受けて行う事業。

◎単独事業

地方公共団体が国の補助等を受けずに、独自の経費で任意に実施する事業。

《基金》

◎財政調整基金

地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金。

◎減債基金

地方債の償還を計画的に行うための資金を積立てる目的で設けられた基金。